

## 福井市UIターン移住就職等促進支援（東京圏型）の関係人口の対象範囲について

本市が定める関係人口の範囲については以下のように定める

福井市の関係人口拡大を目的とした事業の参加・利用者で、(1)に掲げるいずれかの事業において申請年度の前年度以前の参加者・利用者であって、(2)に該当する者とする。

### (1) 福井市の関係人口拡大を目的とした事業

事業名	事業内容
①福井とつながる 対流拡大事業	若手人材を本市に呼び込み、クリエイティブな発想を福井発のしごとや新事業へと展開、発信することで、イノベーション人材の創造を基軸とした都市圏とのネットワークを構築し、持続的に都市圏から本市への人の流れを生み出すことを目指す事業
②二地域活動・二 地域居住等促 進事業	福井を離れていても福井を応援し、関わりを深めていく機会を拡大していくため、市内において、企業、自治会、まちづくり団体やNPO等各種団体と連携して取り組む、地域活性化や地域経済の振興に資する事業

### (2) 「就業者」に該当すること

「就業者」とは、企業等から新規に雇用される者、自ら事業を営む者（自営業者）のいずれでもよく、業種（農林水産業、伝統工芸職への就業も可）、就業地を問わない。ただし、雇用される者にあっては、週20時間以上の無期雇用契約である必要があり、自営業者にあっては、自活できる程度の収入のある事業を営んでいること（または、今後自活できる程度の収入を得ることが見込まれること）が必要である。